

千葉大学関連病院会議会則

(名 称)

第1条 本会は、千葉大学関連病院会議と称する。

(目 的)

第2条 本会は、千葉大学関連病院、千葉大学医学部、千葉大学大学院医学研究院及び千葉大学医学部附属病院の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- 一 千葉大学関連病院及び千葉大学医学部附属病院間の連携を密にして、相互の医療レベルを発展させるために協議、情報の交換を行う。
- 二 千葉大学関連病院及び千葉大学医学部における学生臨床実習の充実を図る。
- 三 千葉大学関連病院及び千葉大学医学部附属病院における初期臨床研修、専門医研修の相互の充実を図る。

(会 員)

第3条 本会は、次の会員で組織する。

- 一 千葉大学医学部、千葉大学大学院医学研究院及び千葉大学医学部附属病院と密接な関連を有し、本会の主旨に賛同する病院の病院長等
- 二 千葉大学医学部附属病院の診療科長及び中央診療施設の長
- 三 その他、本会役員会において推薦された者

2 入会及び退会は、役員会の議を経て、総会に報告する。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名 会務を総理し、本会を代表する。
- 二 副会長 2名 会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代わる。
- 三 理 事 若干名 会長を補佐し、会務を処理する。

(役員の選出及び任期)

第5条 会長は、千葉大学医学部附属病院長をもって充てる。

- 2 副会長は、第3条第1項第1号会員のうちから役員会において互選するものとする。
- 3 理事は、会員のうちから会長が委嘱する。
- 4 管職指定以外の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 本会は、年1回の定例総会を開くものとする。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(部 会)

第7条 本会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(会 計)

第8条 本会議の会計は、会費及びその他の収入をもってこれに充て、年1回役員会及び定例総会において会計報告を行う。

2 会費は、年額30,000円とする。ただし、第3条第1項第2号及び同条同項3号会員からは徴収しない。

3 会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事 務)

第9条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、千葉大学医学部附属病院総務課内に置く。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は、役員会の議を経て、総会で決定する。

(補 足)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成27年7月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月28日から施行する。